

(仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン策定支援業務委託  
事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 件名 (仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン策定支援業務委託  
(2) 業務の目的

本業務は、本市の文化芸術振興の取組を体系的に整理するとともに、関連分野との連携について、計画上位置付けることで、効果的・効率的な施策の推進を図るため、「文化芸術基本法」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく計画として、令和6年度に「(仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン(以下、「文化芸術振興ビジョン」という。)」を策定するに当たり、必要な支援を行うことを目的とする。

策定に当たっては、本市の地域特性や文化資源等を整理するとともに、先進事例を参考とし、調布市基本計画をはじめとする関連計画との整合を図りながら、国や東京都の動向を踏まえ、市の中長期的な文化芸術の振興に向けたビジョンを示すため、必要となる基礎調査等の諸業務の円滑な実施に向け、経験や知識に基づく高い専門性を要することから、公募型プロポーザル方式により、契約の相手方となる事業者候補を選定するものとする。

(3) 業務内容

文化芸術振興ビジョンの策定に向けて、次の業務を行うものとする。以下に記載する事項は、プロポーザル実施時点で予定している事項であり、事業者候補の選定後、その企画提案を踏まえ、業務の詳細についての委託仕様を定める。なお、プロポーザルにおける企画提案においては、本内容の変更又は追加の提案を行うことも可能とする。

また、令和6年度業務内容については、令和5年度における業務の進捗等を踏まえて、本業務受託者と市との協議の下、委託仕様の必要な見直しを図るものとする。

ア 令和5年度業務

(ア) 業務準備

本業務を円滑に進めるため、業務の実施手順、体制、スケジュール等を明らかにした業務実施計画書を作成するとともに、本業務の遂行に必要な資料の収集などの準備を行う。

(イ) 業務実施に関する市との調整会議の実施

業務の進捗に応じ、5回程度(着手時、中間時3回、仮納品時等)実施すること。

(ウ) 国や他自治体の動向及び本市の地域特性の整理・分析

- a 法律及び国や東京都の関連計画を整理するとともに、近年の社会潮流を踏まえ、自治体における文化芸術振興の役割や、他分野との連携の重要性について整理すること。また、映画・映像関連企業の集積や、名誉市民である水木しげる氏の作品の活用をはじめとする本市の地域特性や市の持つ文化資源について整理・分析

すること。

なお、本市の文化資源の一つである調布市文化会館たづくり、調布市グリーンホール及び調布市せんがわ劇場の文化施設については、3館の連携により、効果的かつ効率的な事業運営・施設管理を行っているが、調布市グリーンホールについて、ホールの建替えを伴う新たなホール整備を計画していることから、別に市が提供する関連資料を踏まえ、文化施設3館に求められる機能やコンセプトについて、文化芸術振興ビジョンに位置付けを図れるよう、整理を行うこと。

b 文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、本市の関連計画や関連分野における取組を整理すること。

c 令和6年度に実施予定の市民意識調査や関連団体へのヒアリングに向けて、これまでに市及び調布市文化・コミュニティ振興財団が行った意識調査等の結果を整理・分析し、新たに必要となる調査項目の洗い出しや、ヒアリングを行う団体の選定支援を行うこと。

(エ) 職員向け研修の実施

市及び関連団体職員を対象に、文化芸術振興ビジョン策定に向け、法律及び国や東京都の関連計画、近年の社会潮流を踏まえた文化芸術振興の役割、他分野との連携の重要性等に関して基礎的内容を学ぶ研修会を実施すること。

なお、実施日時は9月の文化会館たづくり休館日において、市が別に指定する日のうち4時間程度とし、本業務受託者による研修と、市が指定する文化行政に知見のある有識者による講演の2部構成とする。

イ 令和6年度業務（予定）

(ア) 業務準備

本業務を円滑に進めるため、業務の実施手順、体制、スケジュール等を明らかにした業務実施計画書を作成するとともに、本業務の遂行に必要な資料の収集などの準備を行う。

(イ) 業務実施に関する市との調整会議の実施

業務の進捗に応じ、5回程度（着手時、中間時3回、仮納品時等）実施すること。

(ウ) 文化芸術振興ビジョン策定に係る市民意識調査・関係団体ヒアリングの実施及び結果の分析

市民を対象に、市の文化芸術振興に関する意識調査を実施する。また、文化芸術団体や障害福祉団体等、計画を策定するうえで意見聴取が必要な団体等へのヒアリングを実施する。

これらの調査により得られた結果を分析し、文化芸術振興ビジョンの策定につなげる。

(エ) 文化芸術振興ビジョン策定検討委員会運営支援

年間4回程度の実施を予定している文化芸術振興ビジョン策定検討委員会の運営に当たり、以下の支援業務を行うこと。

a 検討委員会資料の作成

- b 会議当日の運営支援
- c 議事録作成
- d 事前打合せ等

(オ) 文化芸術振興ビジョンの作成

素案、計画案、計画（本編及び概要版）の3つの段階において、市との協議のうえ、それぞれデータを作成するとともに、計画は、本編50部・概要版200部印刷製本すること。

本編（A4判120頁程度/くるみ製本，フルカラー，写真・図版挿入あり）及び概要版（A4判8頁/フルカラー，写真・図版挿入あり，音声コード印字及び切り欠け加工有）については，図表やグラフ，写真等を用いて，わかりやすさに配慮するとともに，市民に関心を持っていただけるよう，表紙（背表紙）を含む全体に本市の文化芸術の地域特性をイメージしたデザインを作成し施すこと。

(4) 業務（履行）期間（予定）

契約締結の日から令和7年3月31日まで

※単年度契約とする。

※令和6年度についても，調布市議会での予算承認を得ることを要件として，別途契約締結し，継続的に一貫した業務支援委託を実施する予定である。ただし，令和5年度における受託者の業務の履行が良好であること及び調布市において業務実施可能な予算配当があることを条件とするものであり，本プロポーザルは令和6年度の契約を約するものではない。

2 予算（見積限度額）及び成果品

(1) 予算

ア 令和5年度 237万6000円（税込）

イ 令和6年度 487万0000円（税込）

令和6年度は予算要求予定の金額であり，調布市議会における予算の議決を前提とし，金額は予算の範囲内とする。

(2) 成果品

ア 令和5年度

（仮称）調布市文化芸術振興ビジョン策定支援業務報告書

項目	数量	提出方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律及び国や東京都の関連計画の整理</li> <li>・自治体における文化芸術振興の役割及び他分野との連携の重要性</li> <li>・調布市の地域特性や市の持つ文化資源の整理・分析</li> <li>・文化施設3館に求められる機能やコンセプトの整理</li> </ul>	紙10部 データ1式	紙及び 電子データ	Jw-cad, Word等及びPDF形式

## イ 令和6年度

### (仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン

名称	数量	提出方法	備考
・(仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン本編 ・(仮称) 調布市文化芸術振興ビジョン概要版	本編 50部 概要版 200部 データ 1式	紙及び 電子データ	Jw-cad, Word等及びPDF形式

※本編はくろみ製本すること。

※概要版は音声コード印字対応及び切り欠け加工すること。

## 3 実施形式 公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。  
（営業種目：125 市場・補償鑑定関係調査業務または190 その他の業務委託等）
- (9) 業務実績として、直近10年間（平成25年度～令和4年度）において、自治体の文化芸術振興に関する計画等の策定業務について官公庁からの業務受託実績（履行完了しているものに限る。）があること。

## 5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領という」。）

6 (2)により提出された参加申込書等により審査を行う。(参加資格審査)

(2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。(企画提案書等の書類審査)

(3) (2)による審査を通過した事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。(プレゼンテーション審査)

## 6 募集内容

### (1) 募集方法

要領12 実施日程(以下「日程」という。)(2)から調布市ホームページに掲載する。

### (2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は日程(5)までに、次の書類を持参又は郵送(必着)にて生活文化スポーツ部文化生涯学習課(市役所8階)へ提出すること。

ア 参加申込書(様式第1) 正本1部

イ 参加資格要件確認書(様式第2) 正本1部

ウ 会社概要調書(様式第3) 正本1部

以下の内容は必ず記載されたものであること。

(ア) 会社名

(イ) 代表者名

(ウ) 資本金

(エ) 事業内容

(オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地

エ 上記4(9)に該当する受託実績を示す業務受託実績書(様式第4)

正本1部・副本\*10部 ※副本は、社名が特定できる記載を除くこと。

オ 暴力団排除に基づく誓約書(様式第5) 正本1部

### (3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、日程(2)～日程(3)までに、電子メールにて生活文化スポーツ部文化生涯学習課へ送信すること。

回答は日程(4)までに、随時調布市ホームページに掲載する。

## 7 参加資格審査

### (1) 審査対象

応募した全事業者とする。

### (2) 審査方法

提出された応募書類により、生活文化スポーツ部文化生涯学習課が審査を行う。

### (3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、日程(6)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、日程(7)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(8)までに書面又は電子メールにより行う。

## 8 企画提案書等の作成方法等

### (1) 提出書類及び期限等

要領7参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、日程(11)までに、次の書類を持参又は郵送（必着）により、生活文化スポーツ部文化生涯学習課へ提出すること。

書類	様式	部数	備考
企画提案書	様式第6（表紙のみ） 企画書（任意様式・A4サイズ 縦10ページ以内左綴じ）	正本1部 副本10部	・下記，(2) 企画提案書資料作成上の留意点を参照のうえ作成すること
企画提案に関する業務コンセプト	様式第7	正本1部 副本10部	
業務スケジュール	任意様式	正本1部 副本10部	
見積書（内訳書付）	様式第8	正本1部 副本10部	・予算（見積限度額）を超えないこと。 ・内訳書も添付すること
配置予定者調書	様式第9-1， 9-2	正本1部 副本10部	

※副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること

### (2) 企画提案書資料作成上の留意点

ア 要点を押さえて分かりやすく簡潔に記載すること。

イ 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら、以下の点について記載すること。

#### (ア) 企画提案に関する業務コンセプト

- ・本市の地域特性や文化資源の活用をどのように文化芸術の振興につなげていくのか
- ・本市が掲げる「パラハートちょうふ」の理念をどのように当該ビジョンに位置付け、文化芸術の振興における共生社会の充実に向けた取組を体系的に描いていくのか

#### (イ) 市の特性と課題について

- ・調布市基本計画や調布市障害者総合計画など関連計画を踏まえること
- ・新たなグリーンホールの整備に向けた取組や、文化施設3館の特徴を生かした更なる連携の推進など、ハード・ソフト両面における本市の特性や課題を整理し、業務コンセプトにつなげること
- ・各関連分野との連携による文化芸術振興の取組を整理するに当たっては、各関連分野における本市の地域特性や資源、特徴的な取組を踏まえること

(ウ) 本業務を進めるうえでの手順及び留意点について

(エ) 業務スケジュールについて

(オ) 本業務を受託することにより想定される、市が得られる効果について

### (3) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、日程(6)～日程(9)までに電子メールにて生活文化スポーツ部文化生涯学習課へ送信すること。

回答は日程(10)までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。

### (4) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする

## 9 企画提案書等の書類審査

### (1) 審査方法

(仮称)調布市文化芸術振興ビジョン策定支援業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)にて審査を行う。詳細は要領11のとおり。

### (2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、日程(13)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(14)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(15)までに書面又は電子メールにより行う。

## 10 プレゼンテーション審査

### (1) 審査対象

書類審査を通過した事業者を対象とする。

### (2) プレゼンテーション資料について

資料は、事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。

また、プレゼンテーションを要約した資料(スライド等)の写しを、正本1部、副本10部用意し、日程(16)までに、持参又は郵送(必着)により、生活文化スポーツ

部文化生涯学習課へ提出すること。なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

(3) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領 11 のとおり。

(4) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、日程(18)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(19)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(20)までに書面又は電子メールにより行う。

## 11 審査概要

(1) 審査委員会の設置

審査委員会を設置し、募集要項の決定、企画提案書等の審査及び委託事業者候補の選定を行う。

(2) 委員構成（予定）

審査委員会は、以下の 8 人で構成する。

ア 行政経営部企画経営課長

イ 生活文化スポーツ部文化生涯学習課長

ウ 生活文化スポーツ部産業振興課長

エ 生活文化スポーツ部スポーツ振興課長

オ 福祉健康部障害福祉課長

カ 教育部教育総務課長

キ 教育部郷土博物館館長

ク （公財）調布市文化・コミュニティ振興財団事務局長

(3) 審査方法（加点方式）

審査委員会は、別に定める評価表に基づき、参加事業者から提出された企画提案書等の審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）対象事業者による企画提案内容を総合的に審査する。

なお、企画提案書等の審査（一次審査）を行い、得点の高い順に上位 3 事業者までを二次審査通過者とする。

ア 主な評価項目等（予定）

(ア) 企画提案書等の審査（一次審査）

a 業務実績

b 見積額

c 業務コンセプト

(イ) プレゼンテーション審査（二次審査）

a 業務内容、市の特性や課題等に関する理解度



- b 提案内容の的確性・実現可能性・独創性（創意工夫）
  - c 業務スケジュール
  - d 説明能力等
- (ウ) プレゼンテーション審査（二次審査）の出席者については、配置予定者調書（様式第9-1, 9-2）に記載の総括責任者及び事業担当者は必ず出席すること。  
※プレゼンテーション審査（二次審査）については、1事業者当たり30分以内で行うこととする（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：10分程度）。  
※プレゼンテーション審査（二次審査）に関する提出資料及び場所・時間等の詳細については、一次審査の結果、プレゼンテーション審査（二次審査）の対象となった事業者へ通知する。
- (エ) 最低基準  
最低基準評価（一次審査と二次審査の総合点の満点に対し60%に満たない評価）となったプレゼンテーション対象事業者は、委託事業者候補として選定しない。

## イ 選定

- (ア) 各委員は、評価得点の高いものから事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が高点のときは、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

第2位以下の順位の定め方については、委託事業者候補を除き、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を上位とするものとする。

なお、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- (オ) 委託事業者候補選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

- (カ) 選定結果の報告

審査委員会へ選定結果を市長に報告する。

- (キ) 契約候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、契約候補者を決定する。

12 実施日程

	年 月 日	曜 日	内 容
(1)	令和5年6月14日	水	審査委員会
(2)	令和5年6月15日	木	公示, ホームページへの掲載 本プロポーザルに関する質問受付開始日
(3)	令和5年6月21日 ※正午まで	水	本プロポーザルに関する質問締切日時
(4)	令和5年6月23日	金	本プロポーザルに関する質問回答日
(5)	令和5年6月28日 ※正午まで	水	参加申込締切日時
(6)	令和5年6月30日	金	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	令和5年7月4日 ※正午まで	火	参加資格審査結果に対する質問締切日時
(8)	令和5年7月7日	金	参加資格審査結果に対する質問回答日
(9)	令和5年7月5日 ※正午まで	水	企画提案に関する質問締切日時
(10)	令和5年7月7日	金	企画提案に関する質問回答日
(11)	令和5年7月12日 ※正午まで	水	企画提案書等締切日時 (必要書類提出期限)
(12)	令和5年7月14日	金	審査委員会 (企画提案書等の書類審査)
(13)	令和5年7月18日	火	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審 査開催通知
(14)	令和5年7月20日 ※正午まで	木	書類審査結果に対する質問締切日時
(15)	令和5年7月24日	月	書類審査結果に対する質問回答日
(16)	令和5年7月24日 ※正午まで	月	プレゼンテーション資料 (要約) 提出日時
(17)	令和5年7月27日	木	審査委員会 (プレゼンテーション審査)
(18)	令和5年8月1日	火	最終選定結果 (プレゼンテーション審査結 果) の通知日
(19)	令和5年8月4日 ※正午まで	金	最終選定結果に対する質問締切日時
(20)	令和5年8月9日	水	最終選定結果に対する質問回答日

### 13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を生活文化スポーツ部文化生涯学習課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

### 14 情報公開及び提供

#### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

#### (2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

### 15 その他の留意事項

#### (1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

#### (2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

#### (3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

- ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）
- エ 書類等の提出，回答，報告等，市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
- オ 書類等に虚偽の記載があった場合
- カ 見積書の金額が要領 2 に掲げる見積限度額を超える場合
- キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- ク 談合その他の不正行為等，審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
- ケ 上記事項に掲げるもののほか，公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

- ア 本プロポーザルは，企画・提案能力のある候補者を選定するものであり，契約の締結を担保するものではない。
- イ 候補者を選定後，双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 事業を実施するうえで，仕様の変更が余儀なくされる場合，双方の協議により定めることができるものとする。
- エ 候補者の決定以後に，要領 4 に掲げる条件を満たさなくなった場合には，契約を締結しないことがある。

16 参考（市ホームページURL）

(1) 調布市基本計画

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/00000000000000/1677822065846/index.html>

(2) 文化会館たづくり・グリーンホール

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/00000000000000/1000000010161/index.html>

(3) せんがわ劇場

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/00000000000000/1306196373462/index.html>

(4) 調布市障害者総合計画

<https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/00000000000000/1297995685002/index.html>

17 事務局（問い合わせ・書類提出先）

調布市生活文化スポーツ部文化生涯学習課 担当：石戸谷・吉野・鏡  
 〒182-8511 調布市小島町2-35-1  
 電話：042-481-7139  
 F A X：042-481-6881  
 Email：bunsin@city.chofu.lg.jp